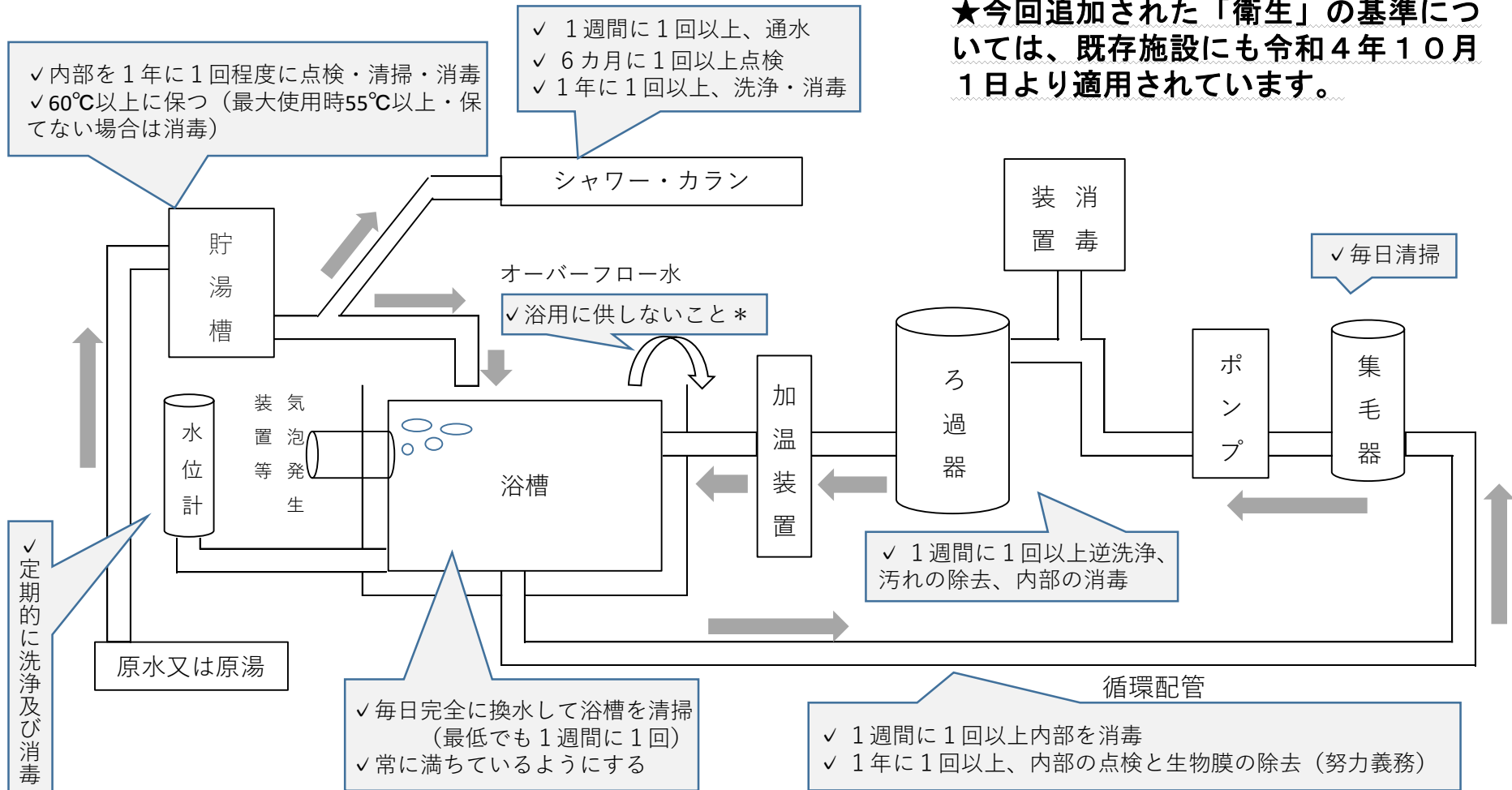


【循環型一般浴槽の構造（例）と衛生の基準】

凡例
 構造設備の基準
 衛生の基準

★今回追加された「衛生」の基準については、既存施設にも令和4年10月1日より適用されています。



浴槽水の水質検査の回数（記録は3年間保管）

- ・ かけ流しor毎日完全換水：年に1回以上
- ・ 循環式で塩素系薬剤の消毒：年に2回以上
- ・ 循環式で塩素系以外の消毒：年に4回以上

浴槽水の消毒（記録は3年間保管）

- ・ 遊離残留塩素濃度：通常0.4mg/l程度（1mg/lを超えない）
- ・ モノクロラミンの場合は、3mg/l程度

*オーバーフロー水を浴用に使用する場合

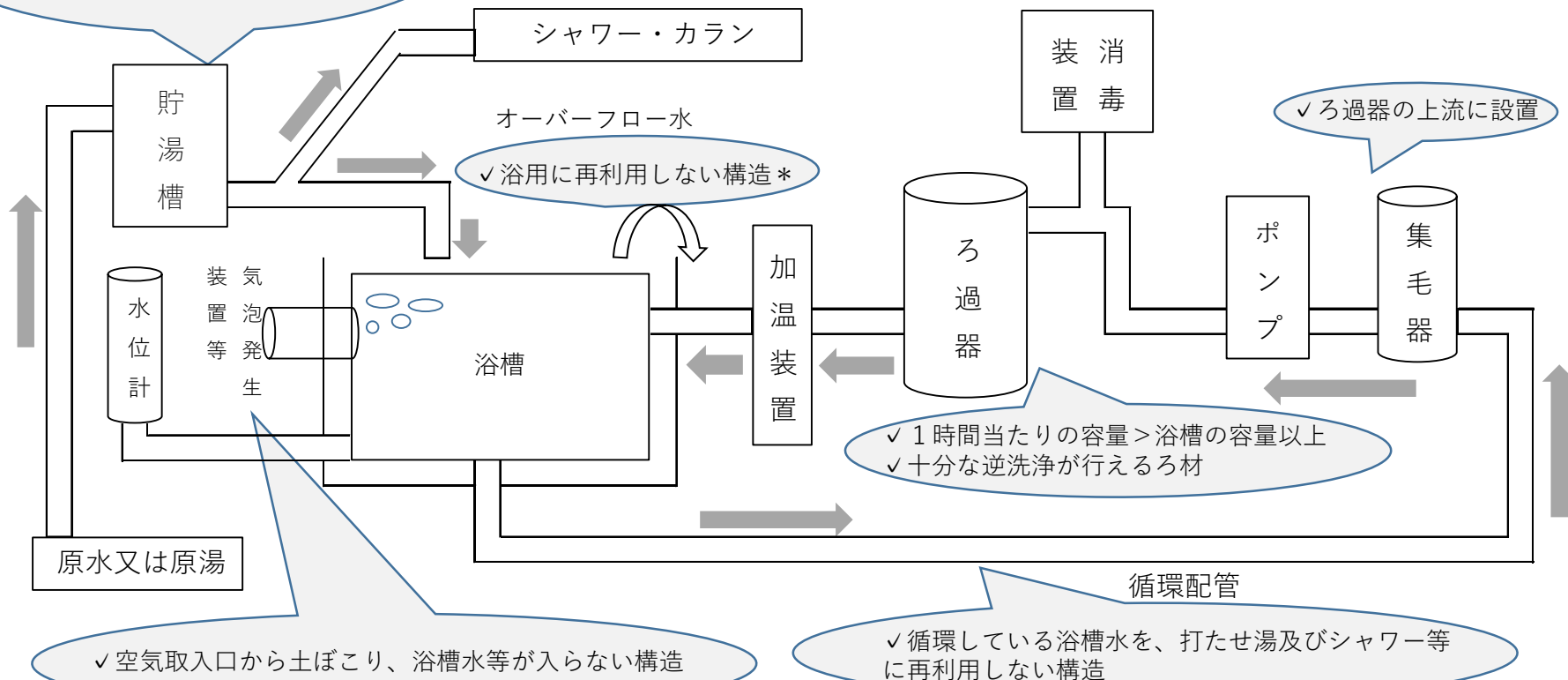
- ・ 回収する配管及び回収槽の内部の清掃・消毒を頻繁に行う
- ・ 塩素系消毒剤等により消毒

【循環型一般浴槽の構造（例）と構造設備の基準】

凡例
 構造設備の基準
 衛生の基準

★今回追加された「構造設備」の規定については、既存施設には適用されませんが、施行日以降に新築や改築、増築した場合には適用されますので、ご注意ください。

- ✓ 完全に排水できる構造
- ✓ 60℃以上（最大使用時55℃以上）に保つ加温設備を設置（保てない場合は消毒設備）



屋外に浴槽を設けるとき

- ・屋外には、洗い場を設けない
- ・屋外の浴槽に至る通路は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる位置に設ける
- ・屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じることのない構造

*オーバーフロー水を浴用に再利用する場合

- ・回収する配管を直接循環配管に接続せず、回収槽が内部の清掃を容易に行える位置又は構造と回収槽の湯水を消毒できる設備が必要